

指 示 第 1 号

令和5年5月17日

首席矯正処遇官（処遇担当）

首席矯正処遇官（指導担当）

自営作業就業受刑者に余暇活動の援助としてDVDソフトを貸与することについて

標記について、下記のとおり実施するので、遺漏のないようされたい。

なお、平成31年2月12日付け処遇首席及び指導首席連名指示第1号「自営作業就業受刑者に余暇活動の援助としてDVDソフトを貸与することについて」は廃止する。

記

1 貸与するDVDソフト

指導部門（教育）で保有するDVDソフト等とする。

2 対象者

- (1) 競技大会等で優勝したブロックの工場で就業している受刑者（以下「競技大会優勝工場」という。）
- (2) 作業無事故認定証を授与された工場で就業している受刑者（以下「作業無事故工場」という。）
- (3) 賞詞等を付与された受刑者（以下「賞詞を付与された者」という。）
- (4) その他貸与するのが適当と認められる受刑者（以下「その他の者」という。）

3 貸与枚数

貸与枚数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 競技大会優勝工場及び作業無事故工場
単独室1枚、共同室2枚とする。
- (2) 賞詞を付与された者及びその他の者
1枚とする。

4 貸与方法

指導部門（教育）で、貸与DVDリスト（以下「貸与リスト」という。）を作成し、次の要領で貸与申込表に記入したDVDソフトを貸与する。

なお、申込日程、貸与日程及び視聴方法については、三区及び女区と調整する。

- (1) 競技大会優勝工場については、運動時間帯に貸与申込表を記入させる。
- (2) 作業無事故達成工場については、工場の休憩時間中に貸与申込表を記入させる。
- (3) 賞詞を付与された者については、居室で貸与申込表を記入させる。
- (4) その他の者については、調整の上、別途指示する。

5 貸与リストについて

- (1) 貸与リスト数
原則150枚程度とする。
- (2) 貸与リストの更新
貸与リストについては、適宜更新する。